

(別紙)

デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について

制定：令和 6 年 3 月 26 日

経済産業省産業保安グループ
鉱山・火薬類監理官

令和 3 年 11 月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が発足しました。

令和 4 年 6 月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7 項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約 1 万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年 12 月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和 5 年 5 月には告示等の見直し方針が策定されました。

これを受けて、鉱山保安法関係の各項目の取扱いについて、下記のとおり整理しました。

(参考)

○デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

記

(1) 目視規制について

鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 47 条第 1 項に掲げる報告徴収については、この条項の規定上、インターネットの利用その他の情報通信技術を利用する方法（以下「インターネット等」という。）など、デジタル技術の活用を通じて行うことを妨げるものではない。

(2) 常駐専任について

鉱山保安法第 22 条第 1 項に掲げる保安統括者の選任については、鉱山の保安を統括管理する者を選定することを念頭に置いた規定であり、その業務を行うに際して鉱山への常駐を求めているものではない。

鉾山保安法第22条第3項に掲げる保安管理者の選任については、鉾山に常駐する者から選定することを念頭に置いた規定である。この「常駐」については、保安管理者が保安確保のために十分に鉾山の現場を把握して適時適切に保安活動を遂行するため、常時鉾山に駐在することを求めたものであるが、鉾山には各々の特殊性があるため、同法第18条に規定する現況調査の結果に基づき、デジタル技術も活用しつつ鉾業権者が上述の目的を満足できるよう保安管理者の常駐の範囲を決め、それを保安規程に記載することは可能である。

（３）書面掲示について

鉾山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）第44条第1項に掲げる「掲示その他の手段」とは原則インターネット等によるものとする。なお、鉾山労働者がインターネット等を利用する手段を有さない場合やその他適切な周知が図られる場合は、インターネット等以外の方法で代替することができる。

また、インターネット等を利用する方法により全鉾山労働者にその旨周知する場合、閲覧にあたりパスワードを付与する等個人情報の保護又は不正利用の防止に努めること。